

令和7～11 年度

自動販売機設置事業者募集案内書

受付期間 令和7年（2025年）2月 20日まで
入札日 令和7年（2025年）2月 27日

公益財団法人 札幌市芸術文化財団
市民交流プラザ事業部 管理課

011-242-5800（電話）

<http://sapporo-community-plaza.jp/>

お申込みの前には必ずこの案内書をお読み下さい。

目 次

ページ

◇ 令和7～11年度 自動販売機設置事業者募集のご案内

自動販売機設置事業者募集のご案内	1
申込みから契約締結までの流れ	1
自動販売機設置事業者募集要項	2
1 募集する物件	2
2 応募資格要件	2
3 応募申込手続	3
4 入札及び開札の日時、場所	4
5 入札保証金	4
6 入札の手続き	4
7 落札者の決定	4
8 契約の締結等	4
9 仕様等に対する質問及び回答	5
10 その他	5
札幌市民交流プラザ自動販売機設置一般競争入札参加申込書	6
入札書	7
委任状	8
入札辞退届	9
誓約書	10
質問書	11
契約書（自動販売機）案	12
提出する書類のチェック表	16
仕様書及び設置場所図面	別紙

自動販売機設置事業者募集のご案内

申込みから契約締結までの流れ

【募集案内書を熟読する】 この案内書を最後までよく読んで、お申込みに備えて下さい。	全 16 ページ 配布（公表）開始日は、 令和 7 年 2 月 6 日
【設置場所を確認する】 申込書類の提出前に、必ず現地を確認して下さい。 ※No 4、5については、現地を確認できないため、設置場所図面の画像にて確認してください。	自動販売機設置場所図面
【申込書類を準備して提出する】 法人・個人の別によって、提出書類が変わります。 公益財団法人札幌市芸術文化財団市民交流プラザ事業部管理課（札幌市民交流プラザ 4 階）まで提出して下さい（郵送は申込期限必着）。 後日、入札参加者資格等の審査を行い、入札参加資格確認結果通知書等を送付いたします。	申込書類の提出 2～3 ページ 令和 7 年 2 月 20 日まで 入札参加資格者証等の送付 令和 7 年 2 月 25 日ころ
【入札に参加する】 入札日の当日に、受付窓口において入札参加資格者証等を提示して入札会場にお入り下さい。 入札に必要な書類を各種ご用意下さい。	3～4 ページ 開札日：令和 7 年 2 月 27 日 物件番号 1 10 時 30 分 物件番号 2 10 時 50 分 札幌市民交流プラザ（4 階 会議室 2）
【提出書類】 落札者には、提出書類の様式を送付いたしますので、指定した期日までに書類の提出を済ませて下さい。	提出書類 4 ページ 令和 7 年 3 月 10 日まで
【契約を締結する】 書類等提出後、契約を締結します。	4 ページ 令和 7 年 3 月 18 日まで
【施設管理者との打ち合わせ】 自動販売機を設置する箇所の施設管理者と、自動販売機の設置方法・日時・管理方法など取り決めを行って下さい。	令和 7 年 3 月 25 日まで

自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人札幌市芸術文化財団市民交流プラザ事業部管理課では、自動販売機設置事業者を募集しますので、参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご確認の上、お申込み下さい。

1 募集する物件

(1) 物件内訳

物件番号 1

No.	建物名称及び所在地	設置場所	販売品目	設置面積（高さは2.00m以内）
1	札幌市民交流プラザ （札幌市中央区 北1条西1丁目）	3階 ロビー付近 左端	清涼飲料水	横幅 1.03m×奥行 0.80m 以内 （回収ボックス⇒ 横幅 0.40m×奥行 0.80m 以内）
2		3階 ラウンジ	清涼飲料水	横幅 2.00m×奥行 0.80m 以内

※ 設置面積には、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。No. 2 についてのみ、回収ボックスの面積を含みます。

物件番号 2

No.	建物名称及び所在地	設置場所	販売品目	設置面積（高さは2.00m以内）
3	札幌市民交流プラザ （札幌市中央区 北1条西1丁目）	3階 ロビー付近 右端	清涼飲料水	横幅 1.03m×奥行 0.80m 以内 （回収ボックス⇒ 横幅 0.40m×奥行 0.80m 以内）
4		5階 登退場	清涼飲料水	横幅 1.03m×奥行 0.85m 以内
5		6階 大楽屋1付近	清涼飲料水	横幅 1.03m×奥行 0.85m 以内

※ 設置面積には、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

(2) 売上参考（令和6年1月～令和6年12月実績、税込）

No	売上額（千円未満四捨五入）
1	584,000 円
2	371,000 円
3	414,000 円
4	605,000 円
5	217,000 円

※ 売上参考については参考値であり、今後における売上等を保証するものではありません。（また建物内の自販機設置数についても変更となる場合があります。）

(3) 物件の名称

上記「物件内訳」の物件番号ごとに募集します。

(4) 設置期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）とします。

(5) 販売手数料率

販売手数料率は、自動販売機の売上高（販売価格に販売本数を乗じた金額）（以下、「売上高」という。）に対する販売手数料の割合となります。

(6) 物件の仕様等

別添仕様書のとおりです。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 札幌市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（入札告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間中でないこと。）
- (3) 札幌市内に本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。
- (4) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。
- (6) 上記（5）に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (7) 札幌市税の未納がないこと。

3 応募申込手続

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）及び資格を証する関係書類を提出して下さい。

申込みにあたっては、募集案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等を確認の上、お申込み下さい。

(1) 受付期間

令和7年2月6日(木)から令和7年2月20日(木)までの8時30分から17時00分まで（12時00分～12時45分を除く） ※郵送の場合は、必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出して下さい。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自動販売機入札参加申込書在中」と表記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封して下さい。

(3) 提出先

ア 提出先の名称

公益財団法人 札幌市芸術文化財団 市民交流プラザ事業部 管理課

イ 提出先の所在地

〒060-0001 札幌市中央区北1条西1丁目 札幌市民交流プラザ4階

(4) 提出書類

ア 申込者が法人の場合

(ア) 参加申込書（6ページ）

(イ) 商業登記簿（現在事項全部証明または履歴事項全部証明）

(ウ) 代表者印の印鑑証明書

(エ) 札幌市税の納税証明書

◆ 札幌市法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。

◆ 固定資産税（償却資産を含む）

前年度及び前々年度の納税証明書をそれぞれ一部ずつ提出すること（未納がないこと）。

この証明書を有していない場合は、納税証明書に代えて、その旨を書面（様式は自由、押印したもの）で提出すること。

(オ) 前年度及び前々年度の自動販売機設置実績を申告する書類

イ 申込者が個人の場合

(ア) 参加申込書（6ページ）

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 札幌市税の納税証明書

◆ 札幌市市民税

前年度及び前々年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。

◆ 固定資産税（償却資産を含む）

前年度及び前々年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと）。

この証明書を有していない場合は、納税証明書に代えて、その旨を書面（様式は自由、押印したもの）で提出すること。

(エ) 身分証明書

◆ 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）

◆ 住民票記載事項証明書

(オ) 前年度及び前々年度の自動販売機設置実績を申告する書類

※ 複数物件に申込みする場合について

➤ 参加申込書は、申込みいただく希望箇所にレ点を付けて提出して下さい。

➤ 複数物件に申込みする場合であっても、各証明書等は1部で構いません。

※ 証明書等の書類について

上記で提出いただく「商業登記簿」、「印鑑証明書」、「納税証明書」、「身分証明書」はいずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を提出して下さい。

※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

※ 当財団が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出して頂くことがあります。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書によりお知らせいたします。

4 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札及び開札の日時

物件番号1 令和7年2月27日(木) 10時30分

物件番号2 令和7年2月27日(木) 10時50分

(2) 入札及び開札の場所 札幌市民交流プラザ4階 会議室2

※ 入札日当日の10時15分から受付を行います。

※ 入札開始時間に遅れた者は入札に参加できませんので、ご注意ください。

※ 入札参加者以外は入札(開札)会場への入室はできません。

※ 入札(開札)会場への入室は、各社(者)1名までとさせていただきます。

5 入札保証金

免除します。

6 入札の手続き

(1) 入札方法

ア 入札書は、当日持参して下さい。郵送による入札は受け付けません。

イ 入札参加資格審査の結果、参加資格を認めた方には、入札参加資格者証等を送付しますので、所定の入札書(7ページ)に必要事項を記載し、記名押印の上、入札箱に投函して下さい。

なお、代理人が入札する場合は、委任状(8ページ)が必要となります。

ウ 入札書には、自動販売機の売上高に対する販売手数料の割合値(百分率で表すものとし、小数点以下は1桁とする。以下同じ。)を記載して下さい。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札参加資格者証(本書)

イ 入札書(7ページ)

ウ 委任状(8ページ)

※ 代理人が入札する場合に必要になります。

(3) 無効となる入札

ア 入札者(代理人)の記名押印がなされていない入札書を提出した入札

イ 販売手数料の割合値に訂正のある入札書を提出した入札

ウ 記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できないような入札書を提出した入札

エ 鉛筆等、訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札

オ 入札者(代理人)が2通以上の入札書を提出したときのそのすべての入札

カ 他の入札者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理人として入札したときのその全ての入札

キ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

開札は、入札の終了後、入札者及び立会人の前で、氏名・割合値を読み上げて公表し、落札者を決定します。

(5) 辞退

入札執行の完了に至るまでは、入札辞退届(9ページ)を提出することにより、入札を辞退することができます。

7 落札者の決定

落札者は、有効な入札を行った方のうち最も高い販売手数料の割合値の入札を行った方とします。

※ 落札した後に参加資格がないことが明らかになった時、落札者が契約の締結を辞退したとき、指定した期日までに契約を締結しないとき、入札に不正行為があったと認められるとき、法令等に違反する事項が生じたときは、当該入札の落札を無効とし、販売手数料の割合値の高い方の順(開札時に読み上げた方)に落札者を決定します。

また、最も高い販売手数料の割合値で入札を行った方が複数いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。なお、くじ引きの辞退をすることはできません。

※ 落札者決定後に提出していただく書類は、次のとおりです。詳細は落札者決定後に説明しますので、その指示に従って作成し、指定した期日までに提出して下さい。

➤ 誓約書

➤ 落札物件の各場所に設置する自動販売機の仕様(寸法等)の関係書類

8 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者は、必要書類等を提出の上、当財団と自動販売機設置契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。契約書の様式は、12 ページから 14 ページまでのとおりで、契約は自動販売機の売上高に対する販売手数料の割合値（販売手数料率）で行います。

本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

本件契約を締結しない場合は、落札は無効となり、公益財団法人札幌市芸術文化財団契約規程第 2 条に基づき、今後 2 年間、当財団の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

- (2) 契約保証金
免除します。

9 仕様等に対する質問及び回答

- (1) 質問書の受付

質問がある場合は、質問受付期間内に、質問書(11 ページ)の様式に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市民交流プラザ事業部管理課宛に電子メールで送信して下さい。メールのタイトルは「(質問者名)プラザ自販機設置質問書」として下さい。

- (2) 送付先電子メールアドレス

jihanki@sapporo-community-plaza.jp

- (3) 質問受付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 13 日(木) 17 時 00 分(必着)

- (4) 質問に対する回答

質問及び回答については、随時札幌市民交流プラザホームページに掲載します。

10 その他

- (1) 事情により入札を変更し、又はやむを得ない事情により入札を取りやめる場合があります。

- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、公益財団法人札幌市芸術文化財団契約規程その他関係法令等の定めるところによります。

- (3) 入札参加のために提出された書類等記載された情報は、この入札事務にのみ使用します。

- (4) 入札において、2 に規定する資格を有しない方のした入札書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した入札書の提出は、無効とします。

令和7～11年度

札幌市民交流プラザ自動販売機設置一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 公益財団法人札幌市芸術文化財団
理事長 秋元 克広

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

名称

令和7～11年度 札幌市民交流プラザ自動販売機設置

入札に参加を希望する箇所（□内にレ点を付けてください。※複数選択可）

- 物件番号1
- | | | | | |
|------|-----------|----|-------|----|
| No 1 | 札幌市民交流プラザ | 3階 | ロビー付近 | 左端 |
| No 2 | 札幌市民交流プラザ | 3階 | ラウンジ | |
- 物件番号2
- | | | | | |
|------|-----------|----|--------|----|
| No 3 | 札幌市民交流プラザ | 3階 | ロビー付近 | 右端 |
| No 4 | 札幌市民交流プラザ | 5階 | 登退場 | |
| No 5 | 札幌市民交流プラザ | 6階 | 大楽屋1付近 | |

令和7年2月20日申込期限の上記一般競争入札への参加を希望しますので、必要書類を添えて申込みます。

募集案内書の内容を遵守するとともに、この申込書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

入 札 書

販売手数料の割合値

十の位	一の位	・	小数第一位	%
-----	-----	---	-------	---

名称 令和7～11年度 札幌市民交流プラザ自動販売機設置

上記の販売手数料の割合値で自動販売機を設置したいので、仕様書及びその他の書類、現場等を熟知のうえ、先に提出した参加申込書の誓約及び公益財団法人札幌市芸術文化財団の契約規程等を遵守し、入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人札幌市芸術文化財団

理事長 秋元 克広 様

入 札 者 住 所

氏 名 印

入札代理人 氏 名

印

- 備考 1 入札者については、法人その他の団体の場合は、名称及び代表者名を記載すること。
- 2 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、販売手数料の割合値の訂正はできない。）。
- 3 入札代理人が入札する場合は、入札者の住所、氏名、押印は不要です。

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 公益財団法人札幌市芸術文化財団
理事長 秋元 克広

住 所
委任者 会 社 名
代 表 者 印

名称 令和7～11年度 年度札幌市民交流プラザ自動販売機設置

私は、下記のことを代理人として定め、上記の入札に関する一切の件を委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考1 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
2 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

入札辞退届

令和 年 月 日

(あて先) 公益財団法人札幌市芸術文化財団
理事長 秋元 克広

住所
入札者 会社名
代表者 印

入札日時 令和7年2月27日 時 分

名 称 令和7～11年度 年度札幌市民交流プラザ自動販売機設置

このたび、上記の通知を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

備考 提出先は、入札前は契約担当課、入札中は入札執行者です。

誓約書

公益財団法人札幌市芸術文化財団

理事長 秋元 克広 様

私は、契約にあたり、次の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、契約又は許可を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約内容を確認するため、公益財団法人札幌市芸術文化財団が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 2 条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
 - (1)役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しもしくは関与していると認められるとき。
 - (4)役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

生年月日（法人以外の場合に記入）

年 月 日

質 問 書

公益財団法人札幌市芸術文化財団
理事長 秋元 克広 様

名 称	令和7～11年度 年度札幌市民交流プラザ自動販売機設置		
質 問 者 名 (会 社 名 等)			
担 当 者			
連 絡 先	TEL		FAX
	E-mail		

	質 問 内 容
①	
②	
③	

質問書については、令和7年2月13日（木）17時00分まで【必着】に、この様式により電子メールで送付すること。電話や口頭での質問は受け付けない。

契 約 書 (案)

件名 札幌市民交流プラザ自動販売機設置契約 (物件番号〇〇)

公益財団法人札幌市芸術文化財団 (以下「甲」という。)と〇〇 (以下「乙」という。)とは、札幌市民交流プラザ (以下「プラザ」という。)に設置する自動販売機 (以下「自販機」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(設置場所)

第2条 乙が設置する自販機の場所は、別紙目録記載のとおりとする。

住所 札幌市中央区北1条西1丁目

施設名 札幌市民交流プラザ

設置場所 〇階〇〇

設置面積 横幅〇〇m×奥行〇〇m×高さ2.0m以内

【第2条 乙が設置する自販機の場所は、別紙目録記載のとおりとする。】

(注) []書きの部分は、物件が複数の場合に使用すること。

(使用目的)

第3条 乙は、前条の設置場所を自販機設置の用として使用するものとし、この用途 (以下「指定用途」という。)以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、指定用途に供するにあたって、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(電気代)

第4条 自販機の使用にかかる電気代については、甲の負担とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は免除する。

(設置期間)

第6条 この契約による自販機の設置期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで (5年間)とする。

(販売手数料)

第7条 この契約に定める販売手数料率は〇〇.〇%とする。

(売上確認と販売手数料の支払)

第8条 乙は、前条に規定する販売手数料率に1カ月の自販機の売上高 (販売価格に販売本数を乗じた金額)を乗じたものを販売手数料とし、月締めにより次に指定する銀行口座に、翌月20日までに支払うものとする。

金融機関名	北海道銀行 真駒内支店
預金種目	普通預金
口座番号	2057692
口座名義	公益財団法人 札幌市芸術文化財団

2 前項の振込にかかる手数料は、乙の負担とする。

3 乙は、毎月の自販機の売上高及び販売手数料明細を、翌月15日までに、甲へ月次報告するものとする。

4 乙は、本契約に基づき設置した自販機に電気の使用量を計る子メーターを甲の指示するところにより設置し、計量器により計測した毎月の電気使用実績を、翌月15日までに、甲へ月次報告するものとする。

(瑕疵担保等)

第9条 乙は、この契約締結後、設置場所について数量の不足、その他隠れた瑕疵を発見しても、既往の販売手数料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(使用上の制限等)

第10条 乙は、設置場所を第3条に定める目的以外に使用してはならない。

(行政財産の目的外使用料)

第11条 自販機の設置にかかる行政財産の目的外使用料は、甲が負担する。

(販売業務)

第12条 乙は、自販機の販売業務として、自販機への商品とつり銭の補充、代金や容器の回収を行うものとする。

2 乙は、前項の他、故障や衛生上のトラブル・異常が発生した場合は速やかに対応するものとする。また、トラブル・異常に対し甲が一時的に負担した経費は、乙が弁償するものとする。

3 自販機の保全修理は乙が行うものとする。また、保全にかかる一切の費用は、乙が負担するものとする。

4 乙は、前項1から3までの対応にかかる設置場所の出入りについて、甲の承諾を得るものとする。

(監督等)

第13条 甲は施設の管理者として、乙に対して状況に応じた監督・指示を行うことができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、その責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を賠償しなければならない。

(譲渡の禁止)

第15条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を他に譲渡してはならない。

(物件保全義務)

第16条 乙は、設置場所を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第17条 乙は、その住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)を変更したときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

(滅失又は損傷の通知)

第18条 乙は、設置場所が滅失又は損傷したときは、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(実地調査等)

第19条 甲は、設置場所の維持保全のため必要があると認めるときは、設置場所について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、設置場所の維持保全に関し乙に指示することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な事由なくして契約を履行しないとき

(2) 乙の業務成績が著しく不良、又は乙が契約の相手方として不適当であると認めるとき

(3) 乙が契約の締結又は履行に当たり不正な行為があったとき

(4) 乙が契約の履行に当たり正当な事由がなく、甲の調査又は監督職員等の指示に従わないとき

(5) 乙の故意又は重大な過失により不正行為があったとき

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、乙が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損額を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(7) 前各号に掲げるもののほか契約条件に違反すると認められるとき

2 前項の規定により契約が解除された場合に乙に損害が生じることがあっても、乙は、甲に対してその損害を請求することができない。

(設置場所の返還)

第21条 設置契約期間が満了したとき、又は甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、直ちに乙の責任と負担により設置場所を原状に回復し、甲が指定する日までに返還しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 22 条 乙は、設置契約期間が満了した場合、又は第 20 条の規定により契約を解除された場合において、設置物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを甲に請求することはできない。

(契約の費用)

第 23 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 24 条 乙は、この契約で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

(遵守事項)

第 27 条 前各条のほか、この契約の履行については、甲乙ともに公益財団法人札幌市芸術文化財団の契約規程及び関係法令を誠実に遵守する。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市南区芸術の森 2 丁目 7 5 番地
公益財団法人 札幌市芸術文化財団
理事長 秋元 克広

乙

目 録

住 所	施設名	設置場所	設置面積

提出する書類のチェック表

●参加申し込み時

法人の方	個人の方
<input type="checkbox"/> 参加申込書及び過去2年間の自動販売機設置実績を申告する書類	<input type="checkbox"/> 参加申込書及び過去2年間の自動販売機設置実績を申告する書類
<input type="checkbox"/> 商業登記簿（現在事項全部証明または履歴事項全部証明）	<input type="checkbox"/> 身分証明書 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）
<input type="checkbox"/> 代表者印の印鑑証明書	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
<input type="checkbox"/> 札幌市税の納税証明書 （ア）札幌市法人市民税 （イ）固定資産税（償却資産含む。）	<input type="checkbox"/> 札幌市税の納税証明書 （ア）札幌市市民税 （イ）固定資産税（償却資産含む。）
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書

●入札日当日

- 入札参加資格者証（本書）
- 入札書（7ページ）
※住所、氏名等の記載漏れ及び押印漏れのないもの
- 委任状（8ページ）
※代理人が入札する場合は必要